



令和5年度  
特定非営利活動法人 日本フロアホッケー連盟  
**年次報告書**  
【JFHF Annual Report 2023】



## 目 次

1 理事長あいさつ	1
2 事業報告	2
3 大会報告	4
4 レフェリー認定制度	14
5 インストラクター認定制度	14
6 支部活動報告	
(1) 熊本支部（熊本県フロアホッケー連盟）	15
(2) 長野支部（長野県フロアホッケー連盟）	16
(3) 大分支部（大分県フロアホッケー連盟）	18
(4) 東京支部（東京都フロアホッケー連盟）	20
7 大会感想	22
8 決算報告	24
9 組織（役員名簿）	25
10 財産目録	25
11 規約等	
日本フロアホッケー連盟定款	26
インストラクター登録要領	34
レフェリー認定・登録要領	35
会費規程	38
倫理規程	39
特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟における倫理に関するガイドライン	40
個人情報保護に関する基本方針	41
登録規程	42
専門委員会規程	44
旅費交通費及び業務の手当等支給規程	44
12 普及活動	47
13 賛助会員の募集について	47

## 日本フロアホッケー連盟の運営に支援・助成いただいた皆様

【敬称略・順不同】

○株式会社エフピコ

○栗田病院

○特定非営利活動法人勇気の翼インクルージョン

○豊泉家グループ・ソーシャルインクルージョン会

チャリティーゴルフ実行委員会

○株式会社サンラッキー



令和5年度  
特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟  
年次報告書  
【JFHF Annual Reports 2023】

発 行 令和6年9月  
発行者 特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟  
印 刷 西沢印刷株式会社

# 1 理事長あいさつ

令和5年度はやっとコロナ禍前の状況に戻ってきましたね。マスクで顔の見えないモヤモヤから解放され、皆さん仲間と交流を深めることができたと思います。

6月の関東甲信越大会（長野市）では、夫が体験会に参加したのですが、足がもつれて大転倒し、みんな大笑い。「楽しくて気持ちだけが走っていて、足がついてこなかった」と。誰もが夢中になるのが分かります。9月の西日本大会（福山市）はエフピコの社員の皆さんのが大勢ボランティアで参加して下さり、大いに盛り上りました。そして10月の全日本大会（葛飾区）でも熱戦が繰り広げられました。「ゆうきのつばさ」のダンスもカッコよかった。仲間と共に汗を流す時間は、最高ですね。

フロアホッケーは「誰もが共に楽しめるユニバーサルなスポーツ」です。年齢や性別、障がいの有無などの違いを越えた交流が魅力。試合や練習、体験会が行われる体育館は、熱気と笑顔があふれています。そんなフロアホッケーの仲間を、これからもどんどん増やしていきたいと思います。

西新宿のエフピコ本社内に、フロアホッケー連盟の東京事務所を置かせて頂いています。どうもありがとうございます。令和6年度からはエフピコのO Bの方（佐藤修さん）が事務局で渉外を担当して下さり、フロアホッケーの普及、そのための連盟の財政基盤の強化を図るべく、一緒にがんばっていきます。フロアホッケーをそれぞれが楽しみながら、みんなで盛り上げていきましょう。

特定非営利活動法人 日本フロアホッケー連盟  
理事長 増田 明美

## プロフィール

**増田明美**（ますだ・あけみ）  
スポーツジャーナリスト・大阪芸術大学教授

1964年、千葉県いすみ市生まれ。成田高校在学中、長距離種目で次々に日本記録を樹立する。1984年のロス五輪に出場。92年に引退するまでの13年間に日本最高記録12回、世界最高記録2回更新という記録を残す。マラソン、駅伝の解説が好評で、2017年にはNHK朝の連続テレビ小説「ひよっこ」の語りを担当。現在、テレビ番組のナレーションやニュース番組のコメンテーターも務める。日本パラ陸上競技連盟会長、東京陸上競技協会会长、日本パラスポーツ協会理事、全国高等学校体育連盟理事、日本財團ボランティアセンター理事。



# 2 事業報告

## 令和5年度事業報告

○新型コロナウィルス感染症の位置づけが令和5年5月8日から「5類感染症」となり、コロナ禍前に近い形態で全日本大会・西日本大会、4年ぶりに関東甲信越大会、九州大会を開催することができた。

### 1 連盟組織に関すること

- (1) コロナ禍の影響で活動の継続が困難となり、大変残念ではあるが山形支部（山形フロアホッケー連盟）の活動に終止符がうたれた。
- (2) 新型コロナウィルス感染症が「5類感染症」となり少しづつ落ち着きを取り戻す中、9月に西日本FH大会、10月に全日本大会を開催。4年ぶりに6月の関東甲信越大会、12月には九州大会を開催することができた。
- (3) (株)エフピコ様の支援によって東京事務所を開設して常勤職員を配置し、大会開催やフロアホッケーに関する諸業務を行い、事業計画に沿って事務局体制を長野から東京へ移管する形が動き始めた。しかし、年度末、突然に諸般の事情で常勤職員が退職したので、当初の計画は頓挫し、継続的な事務諸業務に支障が出た。
- (4) 11月に長野市のフロアホッケーの聖地であるホワイトリングで開催された「第8回スペシャルオリンピックス日本冬季ナショナルゲーム」の後援となり、当連盟から理事及びレフェリー等が参加をした。

### 2 普及活動及び交流に関すること

- (1) 指導者養成・体験会等支援
  - ①福島県郡山市の支援学校より講師派遣依頼があり山形県インストラクターの派遣を計画したが直前で中止となり残念であった。
  - ②福島県南相馬市の支援学校での体験会及び講師派遣を、東京都連盟に協力を願って開催した。
  - ③関東甲信越大会・全日本大会時にレフェリークリニックを実施し、資質の向上に努めたるとともに、フロアホッケートラベルを実施した。
- (2) 年次報告書の発行およびホームページの充実  
○令和4年度年次報告書を発刊するとともに、HPへの提示は不十分な面もあり改善したい。
- (3) 用具の貸出と管理について
  - ①用具購入希望者に取り扱い業者の紹介など実施。貸出状況は資料のとおり。
  - ②貸出について策定した諸規定に基づき、有効な管理運営体制が整備された。
  - ③富山大学よりヘルメット無償貸与について問合せがあり検討して対応した。
- (4) 新たなフロアホッケー普及への取組み
  - ①増田理事長のお力を得て、スポーツ庁より全日本大会のご来賓としてご臨席いただくことができた。フロアホッケーの普及拡大の大きな一歩となり、今後の普及活動へ活かしていきたい。
  - ②コロナ感染症が下火になりつつも大会等への参加に消極的なチームがある中、少しでもフロアホッケーへの興味関心・行動が続くように各支部・チームが努力をした。
  - ③フロアホッケー普及を目的として下記へ訪問し、フロアホッケー・日本連盟の活動についての説明、名義後援の継続・サークル活動の設置・ボランティア活動・寄付等の依頼を行った。

R5/12 実践女子大学(日野キャンパス)、同学友会体育連合 R6/1 同短期大学部

### 3 指導者の養成、認定、登録に関すること

- (1) 前年度同様にオンラインで講習会（座学）を実施し、その後実技を行うことができた。今後とも、新規インストラクター登録へつなげていきたい。
- (2) インストラクター数は、昨年同様S種が51名、A種が23名、B種が70名の合計144名である。なお、現時点では賛助会費納入者が会員として登録される。
- (3) S種「知的障がいのある人を対象にした体験会でも単独で指導できるインストラクター」、A種「障がいのない一般の人を対象にした体験会を単独で指導できるインストラクター」、B種「S種・A種のインストラクターと一緒に体験会で指導できるインストラクター」と区分している。
- (4) 昨年同様、単独で指導のできるS種、A種のインストラクターは74名となるが、地域（都道府県）別の内訳は、神奈川13名、長野10名、東京9名、山形8名、熊本8名、岐阜6名、千葉4名、茨城2名、山梨2名、新潟2名、富山2名、大阪2名、埼玉、徳島、高知、福岡、長崎、佐賀が各1名という状況である。

## 4 審判員の養成、認定、登録及び競技者登録に関すること

- (1) 2024年11月にホワイトリングで実施されたスペシャルオリンピックス日本冬季ナショナルゲームのフロアホッケー競技大会に競技委員長とレフェリー9名を派遣
- (2) 各大会とSONナショナルゲームに際してレフェリークリニックを実施。事前にオンラインで講義を行い、大会で実技を実施。関東甲信越大会7名、西日本大会5名、全国大会8名、ナショナルゲーム12名
- (3) レフェリー認定 3級⇒2級 2名、4級⇒3級 1名

## 5 フロアホッケーを通した地域の交流と絆づくりの促進

- (1) 関東近隣及び福島県の支援学校より講師派遣・用具貸出等についての問い合わせがあり、今後継続する可能性が出てきた。
- (2) 用具についての問い合わせ・購入があった。

## 6 競技者登録制度

全日本大会はじめ主催大会参加者の登録料を徴収したが、諸般の事情で1/3以内の支部への支援金の送付を次年度送りとした。

## 7 フロアホッケー競技会について

### 【日本フロアホッケー連盟主催の大会】

- (1) 第11回関東甲信越フロアホッケー大会の開催  
令和6年6月8日（土） 長野県長野市ホワイトリング（長野市真島総合スポーツアリーナ）
- (2) 第13回ユニバーサルフロアホッケー西日本大会の開催  
令和6年9月7日（土） 広島県福山市総合体育館（エフピコアリーナふくやま）
- (3) エフピコ杯第18回全日本フロアホッケー競技大会の開催  
令和6年10月19日（土） 葛飾区奥戸総合スポーツセンター
- (4) 第9回ユニバーサルフロアホッケー九州大会  
令和6年10月27日（予定） 熊本市総合体育館

資料						
(1) 指導者派遣状況						
体験会						
日付	場所・地区等	対象	指導内容	対象人数	派遣スタッフ数(人)	
6月 10日	第10回関東甲信越大会	小・一般	体験会	30	3	
8月 2日	千葉・フロアホッケ一体験会	小学生	講習会	23	1	
8月 20日	我孫子市アビスタホール	小学生	体験会	25	1	
12月 15日	長野市吉田高校戸隠分校体育館	高校生	体験会	13	1	
10月 16日	葛飾区奥戸総合スポーツセンター	小・一般	体験会	35	2	
			合計	126	8	
(2) レフェリー講習会開催状況						
日付	場所・地区等	対象	指導内容	人数	スタッフ	
8月 31日	西日本大会レフェリーWeb講習	大会レフェリー	講習会	6	小川	
9月 9日	全日本大会レフェリークリニック	大会レフェリー	講習会	6	小川	
9月 30日	西日本大会レフェリーWeb講習	大会レフェリー	講習会	15	小川	
10月 28日	SONナショナルゲームWeb講習	大会レフェリー	講習会	12	小川	
11月 23日	中信地区交流大会レフェリー講習	レフェリー希望者	講習会	4	神田・笠原	
12月 10日	東京都連レフェリー講習	レフェリー希望者	講習会	11	笠原	
1月 8日	東京都連レフェリー講習	レフェリー希望者	講習会	11	神田	
1月 20日	東京都大会レフェリー講習	大会レフェリー	大会レフェリー	4	小川	
			合計	69		
(3) レフェリー派遣状況						
日付	場所・地区等	レフェリー派遣人数				
6月 10日	第10回関東甲信越大会 ホワイトリング	11				
9月 16日	第12回西日本大会 福山	9				
10月 14日	エフピコ杯第18回全日本フロアホッケー競技大会 東京	16				
11月 18日	スペシャルオリンピックス2024長野フロア競技 ホワイトリング	12				
		合計				48
(4) 用具の貸出状況						
貸出日	貸出先	スティック	ソフトスティック	バック	体験月数(回数)	体験人数
4月 1日	東京都フロアホッケー連盟		100	50	8	60 480 60
4月 1日	日本体育大学 体育学部	20		10	7	12 84
4月 1日	流山どーなっつ	20		18	5	20 100
8月 20日	我孫子市アビスタホール	29		28	1	25 25
11月 10日	神奈川県立麻生支援学校		30	25	1	30 30 30
1月 30日	千葉大学付属特別支援学校	20		15	3	20 60 20
2月 17日	福島県立相馬支援学校	15		25	1	40 40
	合計	104	30	171	26	207 819 110
(5) 長野県内への用具の貸出状況						
貸出日	貸出先	スティック	ソフトスティック	バック	体験月数(回数)	体験人数
4月 1日	城山小学校	50		30	17	15 255
4月 1日	松川村立松川中学校	10		10	14	7 98
4月 1日	穗高会館体育館	40		40	8	20 160
8月 23日	長野養護学校高等部	40		20	1	35 35 35
11月 1日	伊那市立西春近北小学校	40		20	18	30 540
12月 15日	長野吉田高校戸隠分校	12		12	1	12 12
	合計	142	0	102	59	119 1,100 35

### 3 大会報告

#### (1) エフピコ杯第18回全日本フロアホッケー競技大会 (JAAF Class A)

厳しい残暑からようやく解放され、スポーツの秋が到来した10月14日、東京都葛飾区奥戸総合スポーツセンターで「エフピコ杯第18回全日本フロアホッケー競技大会」が開催されました。朝早くからエフピコの若い社員の皆さんやボランティアの方々が準備に走り回る姿に躍動感がありました。今年は4年ぶりに参加した3チームを含め、21チームが集い賑やかでしたね。

午前中のクラス分けゲームの後は、ゆうきのつばさ Challenge Angelsによるダンス。軽快なリズムに乗って笑顔で踊ると、客席でも一緒に踊り出す選手も多く、会場が一体となったステキな時間でした。そして決勝リーグ戦はグループAからグループGまで7ブロックに分かれて熱戦が繰り広げられたのです。7グループで1～3位、参加者全員が表彰台、おめでとうございます！

今回、初めてスポーツ庁からも来賓があり、健康スポーツ課 障害者スポーツ振興室 室長補佐の福島悛さんが大会を見にきてくださいました。福島さん、何度も「いいですね。面白い」と言っていましたが、フロアホッケーは実際に観戦すると「誰もが一緒に楽しめるユニバーサルなスポーツなんだ」と心底思えます。私もそうでしたから。これから多くの人に見に来て頂き、フロアホッケーのとりこになって頂きたいです。

特定非営利活動法人 日本フロアホッケー連盟  
理事長 増田 明美

#### 【開催要項】

##### ○開催趣旨

スペシャルオリンピックスから生まれたフロアホッケーの普及啓発、競技力の向上を図るために、多くの人が参加でき、ともに楽しめる競技会を開催する。もってフロアホッケー競技の基本理念である「フロアホッケーを通じた障がいの有無、性別、年齢等を超えた誰にでも住みやすい社会の創造」を推進する。

○主催・主管　主催・特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟、主管・東京都フロアホッケー連盟  
○運営　エフピコ杯第18回全日本フロアホッケー競技大会実行委員会

《構成団体》特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟、東京都フロアホッケー連盟、  
株式会社エフピコ

○後援・協力　スポーツ庁、東京都、葛飾区、葛飾区教育委員会、ゆうきのつばさイベント実行委員会、  
実践女子大学、明星大学、日本体育大学、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本、  
長野県フロアホッケー連盟、熊本県フロアホッケー連盟、大分県フロアホッケー連盟

○期日　令和5年（2023年）10月14日（土）

○会場　東京都葛飾区奥戸7-17-1 葛飾区奥戸総合スポーツセンター

○参加者　21チーム

## ○リザルト

### ディビジョン A

優 勝 KAAC レッド  
準優勝 ホワイトシュリンプス  
第3位 どんぐり・A (エース)

### ディビジョン E

優 勝 湘南フェニックス  
準優勝 エフピコ茨城ユニオンズ  
第3位 グリーンホッパーズ

### ディビジョン B

優 勝 エフピコ東京ピンクパンサーズ  
準優勝 昭和女子大学 B  
第3位 TWC・ホワイト

### ディビジョン F

優 勝 やきどーなっつ  
準優勝 ギフナンデス！  
第3位 どんぐり・タワー

### ディビジョン C

優 勝 山形スマイラーズ  
準優勝 湘南シーガル  
第3位 昭和女子大学 A

### ディビジョン G

優 勝 どんぐりツリー  
準優勝 エフピコ茨城 nevers  
第3位 エフピコ八王子オールスターズ

### ディビジョン D

優 勝 ドーなっつ  
準優勝 KAAC イエロー  
第3位 TWC・イエロー



## (2) 第10回関東甲信越フロアホッケー競技大会 (JAAF Class B)

第10回関東甲信越フロアホッケー競技大会が多くの方々のご支援とご協力のもと成功裏に閉会を迎えたこと、心から感謝申し上げます。

4年ぶりの開催となりました今大会では県内外から12チームがフロアホッケーの聖地である長野市ホワイトリングに集い、プレーヤー、コーチ、観客、スタッフ、ボランティアすべての人たちがフロアホッケーをとおしてインクルーシブな気持ちを共有できたと思います。今大会は、After Coronaのリスタートの大会として、「3年間のブランクを少しでも埋める」ことを最優先に運営してきましたが、スペシャルオリンピックス日本との連携による体験会の開催など新たな取り組みも行うことができ、当初予定を上回る、また、フロアホッケーの将来を見据えることができる素晴らしい大会となりました。

わたしたちは、今後もフロアホッケーの体験会や大会の開催による「インクルージョン社会の創出」を目指していきたいと思います。

長野県フロアホッケー連盟では、今年、11月に中信地区フロアホッケー交流大会の開催を計画しています。多くのチームのご参加をお願いします。

みなさんとお会いできることを楽しみにしています。

Do Sports !

大会長 関 隆教

### 【開催要項】

#### ○開催趣旨

スペシャルオリンピックスから生まれたフロアホッケーの普及啓発、競技力の向上を図るため、多くの人が参加でき、ともに楽しめる競技会を開催する。もってフロアホッケー競技の基本理念である「フロアホッケーを通じた障がいの有無、性別、年齢等を超えた誰にでも住みやすい社会の創造」を推進する。

○主催・主管 主催…特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟、主管…長野県フロアホッケー連盟

○運営 第10回関東甲信越フロアホッケー競技大会実行委員会

《構成団体》特定非営利活動法人日本フロアホッkee連盟、長野県フロアホッkee連盟、  
信濃毎日新聞社、一般社団法人長野県医師会、一般社団法人長野県歯科医師会、  
公益社団法人長野県柔道整復師会、公益社団法人長野県看護協会、  
株式会社エフピコ、CSネットワーク長野、ゆうきのつばさイベント実行委員会、  
清泉女学院地域連携センター、きさらぎJr.、長野ゴシ隊、松本フロアホッケークラブ(M-yaI-echoes)

○後援・協力 長野県、長野県教育委員会、長野市、長野市教育委員会、社会福祉法人長野県社会福祉協議会、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本、NHK長野放送局、SBC信越放送、NBS長野放送、TSBテレビ信州、abn長野朝日放送、INC長野ケーブルテレビ、  
公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー、日本マクドナルド株式会社、スープースポーツゼビオ長野南高田店、熊本県フロアホッケー連盟、大分県フロアホッケー連盟、東京都フロアホッケー連盟

○期　　日　　令和5年6月16日（金）レフェリー講習会、インストラクター講習会  
　　　　　6月17日（土）試合、体験会  
○会　　場　　長野市真島総合スポーツアリーナ（ホワイトリング）メインアリーナ  
○参　加　者　15チーム以内

## ○リザルト

### グループA

- 1 位：ホワイトシュリンプス
- 2 位：KAAC レッド
- 3 位：どんぐり・エース

### グループC

- 1 位：M-ya!-echoes 山 with 長野ゴシ隊
- 2 位：KAAC イエロー
- 3 位：湘南シーガル

### グループB

- 1 位：Goshotai Jr.
- 2 位：どんぐり・ブラボー
- 3 位：エフピコ東京ピンクパンサーズ

### グループD

- 1 位：M-ya!-echoes 雅 & Kisaragi
- 2 位：エフピコ茨城 nevers
- 3 位：にこにこ中部



# (3) 第12回ユニバーサルフロアホッケー西日本大会 ～エフピコ杯～ (JFHF Class B)

今大会に参加する選手およびチーム役員は、勝利を目指して競い合い全力を尽くすが、それにのみに重きを置くのではなく、互いを尊重し、互いの健闘を讃え合うことを最大の目標とする。

競技役員は、この願いの具現に向けて努力することを最大の責務とする。

インクルージョン社会の実現に向けて、選手およびチーム役員並びに競技役員は努力することをここに確認し合い、今大会の成功を願うものとする。

「能力を競うのではなく、勇気をもって挑戦し、ゴールまでベストをつくした選手が眞の勝利者である」

## 【開催要項】

### ○開催趣旨

誰もが楽しむことのできるユニバーサルスポーツのフロアホッケーを通じて、障がいがある人とない人がともに交流し、相互理解を深めることができる競技会を開催する。

○主催・主管　主催…特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟

○運営　第12回ユニバーサルフロアホッケー西日本大会実行委員会

《構成団体》特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟、エフピコグループ

○後援・協力　広島県、福山市、福山市教育委員会、公益財団法人 福山市スポーツ協会、エフエムふくやま、株式会社ライフパス、エフピコ商事株式会社、エフピコ物流株式会社、エフピコダックス株式会社、エフピコ愛パック株式会社、エフピコアルライト株式会社

○期日　令和5年9月16日（土）

○会場　福山市総合体育館「エフピコアリーナふくやま」

○参加者　14チーム

### ○リザルト

#### ディビジョン A

- 1位：京都・新鮮組
- 2位：熊本県立小国支援学校
- 3位：ピコフレンズ関西
- 4位：ピコスマイルズ関西

#### ディビジョン C

- 1位：SON・徳島 うず潮
- 2位：J-ファイターズ
- 3位：FP クールス福山

#### ディビジョン B

- 1位：イエロースクワイッド佐賀
- 2位：豊泉家レインボーホープ
- 3位：高知ファイティングダックス
- 4位：ビクトリー SON 広島

#### ディビジョン D

- 1位：チャレンジ SON 広島
- 2位：島根クライマーズ
- 3位：FP フェアーズ福山



## (4) 第10回ユニバーサルフロアホッケー九州大会 (JAAF Class B)

平成 22 年 6 月に初めて「フロアホッケー体験会・指導者講習会」を開催して以来、定期的な練習会や体験会などを実施、レフェリーやボランティアを対象とした講習会を重ね、平成 24 年度からユニバーサルフロアホッケー九州大会を開催してまいりました。

「障がいのある方を含むユニバーサルの大会」といたしましたのも、競技性のみを重視するのではなく、このスポーツの根底にある、お互いを認め合い、笑顔を輝かせて生きるインクルージョン社会(包み込む共生社会)の実現という理念を、大会を通じて実感していただきたいという強い想いによるものです。

コロナ禍で 3 年間大会を開くことが出来ませんでしたが、今年「第 10 回ユニバーサルフロアホッケー九州大会」をきっかけとして、たくさんの方々にゲームの楽しさを体験していただくと同時に、競技人口と指導者の拡大、また、このスポーツ独自のインクルージョン理念の普及につなげてまいりたいと考えております。

### 【開催要項】

- 目的 誰もが楽しむことができるユニバーサルスポーツのフロアホッケーを通して、障がいがある方々との交流・相互理解が進み、健康で明るい社会とお互いの違いを認め合い、「誰もが大切な存在」と実感できる「インクルージョン社会」を目指す理念を目標として競技会を開催する。
- 主 催 特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟
- 主 管 熊本県フロアホッケー連盟
- 期 日 令和 5 年 1 月 3 日(日)
- 会 場 熊本市総合体育館
- 参 加 者 選手 94 人 参加チーム数 7 チーム 競技役員・ボランティア 42 人





## ○リザルト

### ディビジョン A

優 勝 TEAM オグタン  
準優勝 イエロースクワイッド佐賀  
第3位 スマイル FHC

### ディビジョン B

優 勝 ティラノサウルス  
準優勝 TEAM ヒライ&マジャッキーズ  
第3位 チームかごしま



# (5) 第7回東京都フロアホッケー交流競技大会 (JFHF Class C)

今大会は一般の部の競技、スキルコンテストそして体験会の3部構成で開催しました。スキルコンテストは重度障がい者が自ら行動し楽しめる競技として実施しました。参加者は正確にパスをしたり力強いシュートを決めたり、試合では見ることの出来ない力を発揮してくれました。また小学生にとっては参加の機会となった他メダルが授与され大変喜んでいただきました。

## 【大会要項】

### ○開催趣旨

障がいの有無に関わらず、老若男女、小さな子供も含めどなたの参加も可能とする。重度障害者に対し第三者(サポートエンジェル)によるプレー中のサポートを可能とする。体験会を葛飾区と共同開催する。

- 主 催 東京都フロアホッケー連盟 共催 葛飾区、葛飾区教育委員会
- 期 日 2024年1月20日(土)
- 会 場 葛飾区奥戸総合スポーツセンター 体育館
- 参 加 者 12チーム 197名 (ヘッドコーチ、コーチ、チームサポーター含む)  
ボランティア 38名 (試合参加者3名含む)  
スタッフ・実行委員他 51名 (試合参加者4名含む)





## ○リザルト

### グループ A

- 1位 : TWC ホワイト  
2位 : どんぐり・エース  
3位 : エフピコ東京 ピンクパンサーズ

### グループ C

- 1位 : やきどーなっつ  
2位 : エフピコ八王子オールスターズ  
3位 : どんぐり・タワー

### グループ B

- 1位 : どーなっつ  
2位 : TWC・イエロー  
3位 : 昭和女子大学

### グループ D

- 1位 : てんとうむし  
2位 : エフピコ茨城 nevers  
3位 : どんぐり・ツリー



## 4 レフェリー認定制度

< 2023 年度のレフェリー養成 >

2023 年度は 11 月にホワイトリングで開催されたスペシャルオリンピックス日本（以下 SON 日本）のナショナルゲーム（以下 NG）長野大会フロアホッケー競技において当連盟が全面的に協力したことが、特筆すべき事項であった。山形大会、福島大会、新潟大会、北海道大会（新型コロナで中止）と 4 回の NG ではレフェリー派遣は行ってきたが、長野大会では競技委員長の派遣、レフェリーの派遣、バウンダリーボード他用具の提供等の依頼があり全面的に協力することとなり、SON 日本との連携が強化された良い機会であった。

連盟の大会もすべて復活し、NG を含めた 4 つの大会に延べ 48 名のレフェリーを派遣した。大会レフェリーを対象としたクリニックやレフェリー希望者を対象とした講習会は WEB を効率的に活用して計 8 回実施し延べ 69 人が受講した。

今年度のステップアップは 2 級 2 名、3 級 1 名であった。

ルール・レフェリー部長 小川 圭三

## 5 インストラクター認定制度

令和 5 年度は、新たな認定希望の申請がなかった。通常全日本大会時に開催してきた指導者講習会も実施できていない状況が続いている。今後は各地域の要望により柔軟に指導者講習会が開催できるようにしていきたい。指導者講習会は、フロアホッケー普及の意義を理解していただく重要な機会であるので、指導内容については、一定のレベルを満たすようにし、多くの指導者が指導者講習会を開催できるよう使用する教材等についても研究していきたい。

現在は、登録インストラクター数は S 種が 51 人、A 種が 23 人、B 種が 70 人の計 144 名となっている。S 種は、知的障害のある人を対象にした体験会でも単独で指導できるインストラクター、A 種は障害のない一般の人を対象にした体験会を単独で指導できるインストラクター、B 種は、S 種 A 種のインストラクターと一緒に体験会で指導できるインストラクターと区分している。

単独で指導のできる S 種、A 種のインストラクターは前年度と同様の 74 名である。地域（都道府県）別の内訳は、神奈川 13 名、長野 10 名、東京 9 名、山形 8 名、熊本 8 名、岐阜 6 名、千葉 4 名、茨城 2 名、山梨 2 名、新潟 2 名、富山 2 名、大阪 2 名、埼玉、徳島、高知、福岡、佐賀、長崎が各 1 名という状況。連盟の支部がある地域（県）では、大分を除きある程度の人数のインストラクターが確保できている。

認定されている方の中にはすでにフロアホッケーから離れてしまっている方もいると思うので、実態を把握する必要があると思う。またインストラクターの区分についても今後見直しを図っていく必要があると考える。また現在指導者の認定は、普及を目的とした「インストラクター」という名称になっているが、各チームのレベルアップを図るためにチームの指導者（コーチ）の研修制度も必要と考えられる。コーチの認定制度も検討する可能性もあり、多くの人の意見を聞きながら、新しい指導者の養成制度を構築していきたい。今までやってきたことが間違っていたとは思わないが、フロアホッケーの現状と今後のことを考えるとベストではなかったことは明らかで、担当者としては責任を痛感している。令和 6 年度は、多くの人の意見をもとにインストラクター認定制度のみでなく指導者養成制度を組み立てなおし、次世代の皆さんにしっかりと引き継いでいただけるようにしていきたい。

前インストラクター認定委員長 村沢 克彦

# 6 支部活動報告

## (1) 熊本支部（熊本県フロアホッケー連盟）

### ○ 会議関係

月　日	内　容
10月～11月	第10回ユニバーサルフロアホッケー九州大会 実行委員会メール会議及びZOOM会議

### ○ 大会・競技関係

月　日	内　容
令和5年 12月3日(日)	第10回ユニバーサルフロアホッケー九州大会 (場所：熊本市総合体育館)

### ○ 講習会関係

月　日	内　容
10月～11月	審判講習会については日本フロアホッケー連盟が 作成しているユーチューブによる研修を実施した



## (2) 長野支部（長野県フロアホッケー連盟）

本年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、3年ぶりに関東甲信越フロアホッケー競技大会を開催することができたほか、中信地区交流大会も実施した。しかし3年間活動がままならなかった影響から、特に小学校における講習会、体験会等の実施ができなかった。

### 1 会議関係

月 日	内 容
4月 8日	長野県フロアホッケー連盟設立10周年記念事業（昨年度報告済）
4月 22日	監査会
4月 25日	Zoomミーティング（関東甲信越大会）
4月 28日	県連総会資料発送
5月 8日	Zoomミーティング（関東甲信越大会）
5月 10日	関東甲信越フロアホッケー競技大会第1回実行委員会
5月 25日	関東甲信越フロアホッケー競技大会スタッフ会議
6月 2日	関東甲信越フロアホッケー競技大会スタッフ会議
6月 22日	Zoomミーティング
7月 3日	Zoomミーティング
10月 11日	Zoomミーティング
11月 14日	Zoomミーティング（中信地区大会）
1月 11日	Zoomミーティング
2月 4日	打ち合わせ（県連事務局）
3月 15日	Zoomミーティング

### 2 体験会、指導者養成講習会

日本連盟からの要請も含め、県内外での講習会等について、県連スタッフ（日本フロアホッケー連盟認定インストラクター）で対応した。

#### 体験会・指導者養成講習会・レフェリー講習会・レフェリー派遣

日 付	場 所 ・ 地 区	対 象	指 導 内 容	対象人数	担 当 者
1 4月 2日	サンアップル	社会人チーム	練習会	9	小川
2 4月23日	松本技術専門学校	松本障がい者スポーツ応援団	交流会	16	神田・川上
3 5月13日	サンアップル	社会人チーム	練習会	11	小川
4 5月21日	松本技術専門学校	松本障がい者スポーツ応援団	練習会	14	川上
5 5月27日	松本市総合体育館	松本市パラスポーツ交流会	講習会	32	神田
6 6月 4日	松本技術専門学校	松本障がい者スポーツ応援団	練習会	20	神田・川上
7 7月23日	松本技術専門学校	松本障がい者スポーツ応援団	交流会	20	神田・川上

8	9月16日	福山市	第12回西日本大会	レフェリー派遣		楠他2名
9	9月24日	松本技術専門学校	松本障がい者スポーツ応援団	交流会	16	川上
10	10月1日	松本技術専門学校	松本障がい者スポーツ応援団	交流会	14	神田・川上
11	10月14日	葛飾区	第18回全日本大会	レフェリー派遣		笠原他4名
12	11月12日	松本技術専門学校	松本障がい者スポーツ応援団	交流会	12	神田・川上
13	11月18日	ホワイトリング	S O Nナショナルゲーム	レフェリー派遣		倉地他5名
14	11月23日	松本市庄内体育館	中信地区交流大会	レフェリー講習	4	神田・笠原
15	12月10日	松本技術専門学校	松本障がい者スポーツ応援団	交流会	16	神田・川上
16	12月15日	長野吉田高校戸隠分校	高校生	講習会	12	小川
17	12月24日	松本技術専門学校	松本障がい者スポーツ応援団	交流会	14	神田・川上
18	1月14日	松本技術専門学校	松本障がい者スポーツ応援団	交流会	16	神田・川上
19	2月25日	松本技術専門学校	松本障がい者スポーツ応援団	交流会	15	神田・川上
20	3月10日	松本技術専門学校	松本障がい者スポーツ応援団	交流会	18	神田・川上

### 3 大会・競技会関係

月 日	内 容
6月16日～ 17日	第10回関東甲信越フロアホッケー競技大会 ホワイトリング 12チーム、271名参加
11月23日	第10回中信地区フロアホッケー交流大会 松本市庄内体育館 113名参加



### (3) 大分支部（大分県フロアホッケー連盟）

#### ○ 会議関係

月　日	内　容
6月	大分県フロアホッケー連盟 理事総会（文書配布にて）

#### ○ 指導者・レフェリー派遣等

月　日	場　所	内　容
6月25日	行橋市体育館（福岡県行橋市）	指導者派遣（ジュニア複合スポーツ体験教室・（一社）九州スポーツ振興支援会）
9月16日	エフピコアリーナ（広島県福山市）	レフェリー派遣（第12回ユニバーサルフロアホッケー西日本大会～エフピコ杯～）
12月 3日	熊本総合体育館（熊本県熊本市）	レフェリー派遣（第10回ユニバーサルフロアホッケー九州大会）
3月20日	レゾナックドーム（大分市）	指導者派遣（大分トリニータホームゲーム、ユニバーサルスポーツ体験）
水曜日(月1回程度)	西武公民館（大分市）	指導者派遣（スマイル・ラッキー放課後等デイサービス運動プログラム）

#### ○ 大会・競技会関係

月　日	内　容
	実施なし

#### ○ 活動

月　日	場　所	内　容
4月16日	大分県立新生支援学校	練習会、体験会
5月14日	大分県立新生支援学校	練習会、体験会
6月11日	大分県立新生支援学校	練習会、体験会
7月2日	大分県立新生支援学校	練習会、体験会
8月27日	ラクテンチ	イベント、交流会、BBQ
9月17日	大分県立新生支援学校	練習会、体験会
10月15日	コンバルホール	練習会、体験会
11月23日	大分県立新生支援学校	練習会、体験会
1月28日	大分県立新生支援学校	練習会、体験会
3月24日	大分県立新生支援学校	練習会、体験会



## (4) 東京支部（東京都フロアホッケー連盟）

### ○ 会議関係

月　日	内　容
2023年 5月21日	令和5年度 総会
2023年11月19日	「第7回東京都フロアホッケー交流競技大会」団体代表者会議
2023年12月17日	「第7回東京都フロアホッケー交流競技大会」運営会議
2024年 1月11日	葛飾区生涯スポーツ課との打ち合わせ
2024年 1月14日	「第7回東京都フロアホッケー交流競技大会」運営会議

### ○ 講習会・運営協力等

月　日	内　容
2023年 8月 6日	かつしかレクリエーションスポーツ体験会 フロアホッケーコーナー運営
2023年 9月18日 10月1・8日	「第18回全日本フロアホッケー競技大会」審判講習会・TO講習会
2023年10月 9日	かつしかスポーツフェスティバル2023 フロアホッケーコーナー運営
2023年10月 9日	「第18回全日本フロアホッケー競技大会」ボランティア説明会
2023年11月9・16・ 30日 12月7日	葛飾区障害者スポーツ教室 フロアホッケーコーナー運営
2023年12月10日 2024年 1月 8日	「第7回東京都フロアホッケー交流競技大会」審判・TO講習会

フロアホッケー講習会：葛飾区鎌倉小学校体育館 13:30～15:00開催
2023年4月29日、5月4日、7月17日、8月11日、9月18日、10月9日、11月23日、12月17日 2024年1月8日、2月23日

### ○ 指導者派遣

月　日	内　容
2023年6月19・26日 7月 3・10日 9月 4・11日	葛飾区立上平井中学校 特別支援学級 体育授業
2023年6月27日 7月4・5日	葛飾区立こすげ小学校 特別支援学級 体育授業
2023年7月13日	葛飾区立金町小学校 5年生 障害者理解に関わるフロアホッケートラベル授業
2023年9月6・8・9日	葛飾区立東金町小学校 特別支援学級 体育授業
2024年2月17日	福島県相馬支援学校 南相馬市鹿島区地域の方々対象 講習会
2024年2月17日	葛飾区立柴又小学校 特別支援学級 体育授業

○ 用具貸出事業

時 期	貸 出 先	内 容	
2023年 6月9日～9月11日	葛飾区立こすげ小学校 特別支援学級	体育授業	120cmスティック25本 パック20個 ゴーリースティック2本 簡易ゴール1組
2023年 6月27日～7月5日	葛飾区立こすげ小学校 特別支援学級	体育授業	120cmスティック5本 110cmスティック5本 ゴーリースティック2本 簡易ゴール1組
2023年 9月6日～9月9日	葛飾区立東金町小学校 特別支援学級	体育授業	ソフトスティック24本※ 120cmスティック20本 100cmスティック12本 パック40個 ゴーリースティック2本 簡易ゴール1組
2023年 10月1日～10月13日	スマートキッズ (放課後児童 デイサービス)	通所児童 体験・遊び	ソフトスティック12本※ パック10個 簡易ゴール1組
2023年 10月23日～11月6日			
2023年 11月1日～12月4日	葛飾区立柴又小学校 特別支援学級	体育授業	ソフトスティック24本※ パック20個 簡易ゴール1組
2023年 11月6日～12月22日	神奈川県相模原中央 支援学校	体育授業	ソフトスティック8本※ パック5個 簡易ゴール1組
2024年 1月13日～2月17日	葛飾区立柴又小学校 特別支援学級	体育授業	120cmスティック8本 110cmスティック8本 パック30個 ゴーリースティック2本 簡易ゴール1組
2024年 1月22日～2月15日	葛飾区立二上小学校 特別支援学級	体育授業	ソフトスティック24本※ 120cmスティック11本 110cmスティック3本 100cmスティック12本 パック15個 ゴーリースティック2本 簡易ゴール1組
2024年 3月4日～3月13日	葛飾区立こすげ小学校 特別支援学級	体育授業	ソフトスティック12本※ 120cmスティック5本 110cmスティック5本 100cmスティック5本 パック40個 ゴーリースティック2本
通 年	のびのびユニスボ広場 (葛飾区障害者スポーツ解放事業)	区民	パック20個

※きさらぎジュニア所有

# 7 大会感想

《大分支部》

◆スマイス FHC 田染 智美◆

コロナ過で思うような練習が出来ない日々が続きましたが、コロナも徐々に落ち着き、令和5年度は、定期的に練習を再開する事が出来る様になりました。月一度の練習会には、アスリートやパートナーが集まり九州大会に向け練習に励む姿が見られ以前のような笑顔や活気が戻ってきたように感じられました。九州大会に初めて参加されたアスリート。家族の声援を受け、会場の雰囲気にも臆すことなく、コート上で堂々とプレーをしている姿に「すごいな」「成長しているな」と感じました。前年度を超える様に、練習を頑張って行きたいと思っています。

◆ SO 茨城グリーンホッパーズ◆

SON 茨城で単独でチームを作り今回で3回目の参加となりました。

SON 長野大会（4年に一度の全国大会、11月17、18、19日開催）でフロアホッケーで参加しますのでその前に試合ができてアスリート達もモチベーションアップになりました。

今回の大会では接触プレーや危険なプレーに注意して、相手のプレーヤーに敬意をはらつてゲームに臨んでくださいと競技委員長からお話をありました。その為かアスリート、コーチ、ファミリー複数人数がペナルティー、ファールを取られていました。今後、地区での練習時にファールについて毎回指導、注意していくと考えています。

大会に参加するごとにアスリートの成長を感じられます。

いろいろな意味で強くなれますし楽しく有意義な大会参加でした。次へのエネルギーを得られるような大会だったと思います。

大会開催に尽力された関係者の皆さんに感謝です。



## ◆エフピコ東京ピンクパンサーズ 安彦 光明◆

第18回全日本フロアホッケー競技大会が葛飾区奥戸総合スポーツセンターで行われました。僕は、エフピコ東京ピンクパンサーズのメンバーとして出場しました。

出場するからには優勝するぞ！と気合を入れて会場に向かいましたが、いざ会場に着くと周りのチームが皆すごく強そうに見えました。

勝てるかな・・・僕がミスして負けたりしないかな・・・と不安が大きくなっていましたが、チームメンバーと話している内に優勝することも大事だけど、なにより大会をフロアホッケーという競技を心から楽しもうと気持ちを切り替えることができました。

大会結果は見事優勝することができました。競技も心から楽しむことができて優勝することもできたので本当に楽しい日となりました。ただ、気持ちを切り替えていたはずが、試合中は勝ちたい想いが出てしまいファールになりそうなプレイをしそうになってしましましたので、次からはこの想いを正々堂々スポーツマンシップに則ったプレイで表現したいと思います。そして、今回よりもっともっと競技を楽しみたいと思います！

この度は、第18回全日本フロアホッケー競技大会に参加させて頂き誠にありがとうございました。

## ◆やきどーなっつ◆

○初めての試合でした。今まで練習した成果を出せました。楽しかったです。優勝できてうれしかったです。(みづき)

○点が取りたかった。でも、楽しかった。(まさむね)

○完封できなかったのが悔しい！(よしたか)

○大会、たのしかったです。がんばりました。シュート、むずかしかったです。(りょうすけ)

○最後の試合の逆転シュートが決まって凄く嬉しかったです！そしてまた皆さんと一緒に楽しく大会に出られたことがとても嬉しかったです！(かずとも)

○みんなそろって大会に出られてよかったです。優勝できて嬉しかった。(けいた)

○全国大会、シュート決めたぜ！みんなで力を合わせて楽しく頑張った。(とうま)

○フロアホッケーがんばりました。またがんばります。(こうし)

今大会も、沢山の大会を支えて下さったみなさまに感謝の気持ちでいっぱいです。大会を通して、より一層、アスリートの成長を感じることもできました。

そして、チーム競技の素晴らしさも改めて感じました。

うまく自分を表現することが難しい子供たちですが、コートでフロアホッケーをする姿があまりにも一生懸命で、ひとりひとりがとても輝いていました。いつも同じ事をお伝えしまいますが、こうした機会を作ってくださってありがとうございます。

# 8 決算報告

令和5年度 特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟 収支計算書（案）

2023年4月1日～2024年3月31日まで

収入金額 12,239,474 円

支出金額 8,975,938 円

差引金額 3,263,536 円

項目	決算額	予算額	差額	説明
<strong>I 収入の部</strong>				
1 会費、賛助会員・加盟登録料	1,276,000	1,250,000	26,000	会費、賛助会費、登録料
2 事業収入	0	0	0	
3 寄付金収入	8,125,667	8,600,000	△ 474,333	
①連携協定寄付金	8,000,000	8,000,000	0	(株)エフピコ
②一般寄付金	125,667	600,000	△ 474,333	勇気の翼・チャレンジドライブ豊泉家他
4 補助金・交付金	0	0	0	
5 雑収入	52	51,000	△ 50,948	
①利息	52	1,000	△ 948	
②雑収入	0	50,000	△ 50,000	
6 大会関係収入	698,800	700,000	△ 1,200	
<strong>当期収入合計（A）</strong>	<strong>10,100,519</strong>	<strong>10,601,000</strong>	<strong>△ 500,481</strong>	
<strong>前期繰越収支差額</strong>	<strong>2,138,955</strong>	<strong>2,138,955</strong>	<strong>0</strong>	
<strong>収入合計（B）</strong>	<strong>12,239,474</strong>	<strong>12,739,955</strong>	<strong>△ 500,481</strong>	
<strong>II 支出の部</strong>				
1 事業費	6,277,098	6,260,000	17,098	
①人件費	3,265,073	2,200,000	1,065,073	事務局員給与
②広報普及費	211,842	300,000	△ 88,158	年次報告書作成他
③支部助成金	0	200,000		次年度に繰り越し
④審判員・指導者養成・交流事業費 ・審判、指導者養成・交流	191,734	400,000	△ 208,266	
⑤全国大会開催事業費	1,399,346	1,500,000	△ 100,654	
⑥地区大会開催支援事業	849,103	1,000,000	△ 150,897	関東甲信越大会、西日本大会、九州大会
⑦医事事業費		50,000	△ 50,000	
⑧用具購入費	360,000	610,000	△ 250,000	
・用具購入		250,000	△ 250,000	
・用具保管費	360,000	360,000	0	電子ホイッスル・パック、スティック等破損修理部品 用具保管室賃貸料
2 管理費	2,698,840	4,135,000	△ 1,436,160	
①人件費	1,323,651	2,800,000	△ 1,476,349	事務局員給与
②法定福利費	397,924	600,000		社会保険料、労働保険料
③会議費	0	5,000	△ 5,000	
④通信・運搬費	149,950	100,000	49,950	電話料金、宅配料他
⑤消耗品費	54,879	25,000	29,879	事務用品等
⑥旅費交通費	255,920	70,000	185,920	出張旅費等
⑦賃借料	483,146	500,000	△ 16,854	家賃、コピー使用料
⑧雑役務費	31,570	25,000	6,570	振込手数料（事業費を除く）
⑨雑費	1,800	10,000	△ 8,200	登記証明書
3 予備費	0	5,000	△ 5,000	
<strong>当期支出合計（C）</strong>	<strong>8,975,938</strong>	<strong>10,400,000</strong>	<strong>△ 1,424,062</strong>	
<strong>当期収支差額（A） - （C）</strong>	<strong>1,124,581</strong>	<strong>201,000</strong>	<strong>923,581</strong>	
<strong>次期繰越収支差額（B） - （C）</strong>	<strong>3,263,536</strong>	<strong>2,339,955</strong>	<strong>923,581</strong>	

## 9 組織(役員名簿)

令和5年4月1日～令和6年3月31日

役名	氏名
理事長	増田 明美
常務理事	日野 一男
理事	小坂 壮太郎
理事	関 隆教
理事	佐藤 守正
理事	坂本 正
監事	金澤 敦志
名誉会長	細川 佳代子

## 10 財産目録

特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟

### 財産目録

2024年3月31日 現在

(単位：円)

科 目	金額
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	
手許現金	0
普通預金	3,263,536
八十二銀行	3,133,615
八十二銀行(会費用)	121,090
八十二銀行(雇用保険料)	6,857
八十二銀行(用具特別会計)	1,974
定期預金	0
八十二銀行(定期)	0
未収金	0
流動資産合計	3,263,536
2 固定資産	
固定資産合計	0
資産合計	3,263,536
II 負債の部	
1 流動負債	0
未払金	0
流動負債合計	0
2 固定負債	0
固定負債合計	0
負債合計	0
正味財産の部	3,263,536

# 11 規約等

## 特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟という。(以下「連盟」という。)

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を長野県長野市に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、日本におけるフロアホッケー界を統轄し、代表する競技団体として、障がいの有無、年齢、性別にかかわらず全ての人を対象に、ユニバーサルスポーツであるフロアホッケーの普及に関する事業を行い、スポーツを通して、地域社会の人と人との交流を促進し、地域の絆の再生を図り、インクルージョンの社会創造に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

#### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) フロアホッケーの普及に関すること
- (2) 教育現場におけるフロアホッケーの普及及び交流に関すること
- (3) 障がいのある者のフロアホッケーを通した社会参加の支援に関すること
- (4) フロアホッケーを通した障がいのある者と障がいのない者の交流の促進に関すること
- (5) フロアホッケーを通した地域の交流と絆づくりの促進に関すること
- (6) フロアホッケー指導者の養成、認定、登録に関すること
- (7) フロアホッケー審判員の養成、認定、登録に関すること
- (8) フロアホッケーのルール、技術、指導方法等の調査研究に関すること
- (9) フロアホッケー選手の競技力向上に関すること
- (10) フロアホッケー競技者の認定、登録に関すること
- (11) フロアホッケー諸競技会を開催すること
- (12) フロアホッケー諸競技会への役員及び選手を選考し派遣すること
- (13) フロアホッケー競技の用具の開発支援に関すること
- (14) フロアホッケーに関する刊行物を発行すること
- (15) この他、本連盟の目的を達成するために必要な事業を行うこと

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
  - 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

- 第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

- 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

- 第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以下
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を常務理事とする。必要に応じて、副理事長1人を置くことができる。
- 3 必要に応じて、名誉会長、会長、顧問を置くことができる。名誉会長、会長、顧問は、理事会の了承を得て委嘱する。

#### (選任等)

- 第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 常務理事は、理事長が指名するものとする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、連盟の主要業務の執行及び事務局運営について、理事長、理事等と調整を行い、事務局長の円滑な業務遂行を支援する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
  - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

- 第19条 本連盟の事務を処理するため事務局を設け、事務局に事務局長、他の職員を置き、必要に応じて事務局次長を置くことができる。
- 2 事務局長は、役員を兼ねることができる。

(事務局長)

- 第20条 事務局長は、理事会の承認を得て、理事長が任命する。
- 2 事務局長は、事務局の業務を総括し、役員、アドバイザリーボード、専門委員会等及び外部団体等との連絡調整を行う。
  - 3 事務局長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職員)

- 第21条 職員は、理事長が任免する。
- 2 職員は、事務局長の指示に基づき業務を執行する。

## 第5章 総会

(種別)

- 第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第23条 総会は、正会員をもって構成する。

### (権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

### (開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第14条第5第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

### (招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面(FAX及びE-mailを含む)をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

### (定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の表決及び表決の委任については、FAX及びE-mailもって行うこともできるものとする。
- 4 第2項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることがない。

### (議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### (構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 事業計画及び収支予算の変更に関する事項（事業年度途中に変更の必要が生じた場合）
- (5) 借入金（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面（FAX及びE-mailを含む）をもって、少なくとも会日の10日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 緊急を要し、第35条第3項の規定により、理事会を招集し、開催できない場合には、理事会の開催に代えて、通知された議案について、書面による表決により、理事会の議決とすることができるものとする。

### (表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決する。
- 3 前項の表決及び表決の委任については、FAX及びE-mailもって行うこともできるものとする。
- 4 第2項の規定により表決した理事は、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

### (議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 アドバイザリーボード、専門委員会、運営委員会

### (アドバイザリーボード)

第40条 フロアホッケーの普及の助言を得るために、大学教授、スポーツの専門家、障がい者スポーツの専門家等からなるアドバイザリーボードを設置する。

- 2 アドバイザリーボードに関する事項は、理事長が別に定める。

### (専門委員会)

第41条 フロアホッケーの普及のための特命案件を審議、研究するため、必要に応じて、専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会に関する事項は、理事長が別に定める。

### (運営委員会)

第42条 連盟の事業を実施するために、事務局長の下に運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会委員は、理事長が任命するものとする。  
3 運営委員会の委員長は事務局長が務めるものとする。  
4 その他運営委員会に関する事項は、理事長が別に定める。

## 第8章 資産及び会計

### (資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産  
(2) 入会金及び会費  
(3) 寄付金品  
(4) 財産から生じる収入  
(5) 事業に伴う収入  
(6) その他の収入

### (資産の管理)

第44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

### (暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第49条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事

業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

#### (解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で定める者に譲渡するものとする。

#### (合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

#### (公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第11章 雜則

#### (細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	細川 佳代子
理 事	小坂 壮太郎
同	関 隆教
同	藤本 和延
同	三村 一郎
同	武藤 幸規
同	大月 良則
監 事	野路 美徳

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員入会金 1,000円  
正会員会費 5,000円（1年間分）
  - (2) 賛助会員入会金 なし  
賛助会員会費 個人 1口 2,000円（1年間分）  
団体 1口 5,000円（1年間分）

施行	2011年（平成23年）11月 7日
改正	2012年（平成24年）7月22日
改正	2013年（平成25年）5月16日
改正	2017年（平成29年）3月24日
改正	2018年（平成30年）9月21日
改正	2021年（令和3年）4月 1日



# フロアホッケーインストラクター登録要領

## (目的)

第1 この要領は、日本フロアホッケー連盟（以下、「連盟」という。）が主催するフロアホッケートラクター等（以下、「体験会等」という。）で、指導を行う指導者について、「フロアホッkeeインストラクター」という名称で登録するため、暫定的に必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2 この要領において、「フロアホッkeeインストラクター（以下、「インストラクター」という。）」とは、フロアホッkee競技の技術と知識を有する者のうち、連盟理事長（以下「理事長」という。）が認定、登録した者をいう。

## (インストラクターの区分)

第3 インストラクターは、次の区分によるものとする。

### (1) S種フロアホッkeeインストラクター

障がいのある者若しくはそれらの者を含む者を対象とする体験会等で指導を行うことができる者

### (2) A種フロアホッkeeインストラクター

健常者を対象と体験会等で指導を行うことができる者

### (3) B種フロアホッkeeインストラクター

S種又はA種登録指導者のサポートをもって体験会等で指導を行うことができる者

## (インストラクター認定委員会)

第4 理事長は、インストラクターの審査及び登録について、次の者で構成するインストラクター認定委員会（以下「認定委員会」という。）に委任するものとする。

### (1) 委員長

インストラクター部長

### (2) 副委員長

連盟ルール・レフェリー部長

### (3) 委員

理事長が指定する者

2 認定委員会は委員長が招集し、開催する。委員会は2分の1以上の委員の出席をもって成立する。  
認定委員会は、対面、オンライン又は書面により開催するものとする。

3 認定委員会の議長は、委員長が務める。登録指導者の登録は原則全会一致とし、協議が整わない場合には、多数決で採決を行い、登録するものとする。

## (インストラクターの要件と認定)

第5 インストラクターの要件は、次に掲げるものとし、登録希望者は、別紙様式1号により、理事長に登録申請を行い、認定委員会は、登録申請者の申請内容が要件を満たしていることを確認したときは、インストラクターとして認定、登録するものとする。

2 理事長は、認定委員会でインストラクターとして認定、登録された者に、別紙様式2号により、インストラクターの登録証を交付するものとする。

### (1) S種インストラクター

ア 障害者スポーツ指導員の資格を有し、フロアホッkee競技の知識と技術を有する者。

イ A種インストラクターで、1年以上指導経験があり、連盟が主催する所定の講習会を受講した者。

ウ その他委員長の推薦をもって理事長が認めた者。

### (2) A種インストラクター

ア 連盟主催の交流戦及び小中学校等の体験会において、5回以上の指導経験を有する者。

イ 小学校及び中学校のフロアホッkee競技を指導する者であり、連盟主催の全日本フロアホッkee競技大会又はジュニアフロアホッkee交流戦でコーチの経験を有する者

ウ B種インストラクターとして、2回以上の指導補助者として経験がある者で、連盟が主催する所定の講習会を受講した者

エ その他委員長の推薦をもって理事長が認めた者。

(3) B種インストラクター

上記(1)及び(2)以外の者でフロアホッケー競技の技術と知識を有する者

(インストラクターの責務)

第6 インストラクターは、フロアホッケーを通してインクルージョンな社会の創出のため、連盟の諸規程等を遵守するとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 連盟から派遣要請のあった体験会等での指導

(2) 連盟主催の指導者クリニックの受講

(3) フロアホッケーの普及啓発

(インストラクターの指導・報告)

第7 インストラクターが行う指導等は、自らの資格の範囲内においてのみ指導を行えるものとする。

2 フロアホッケーの指導の依頼があった場合には、個人として依頼を受けた場合であっても、指導エリアを所管する連盟支部又は連盟へ報告し、了承を得た上で指導を行わなければならない。

(登録取り消し)

第8 理事長は、この要領に基づく実施内容を行わないインストラクター、連盟の指示に従わないインストラクター及び連盟の信頼・名誉を著しく失墜する行為を行ったインストラクターの登録を取り消すことができるものとする。

(テクニカルディレクター (TD 競技責任者))

第9 理事長は、この要領に基づく認定委員会、登録インストラクターに対し、助言、指導を行うため、連盟競技担当理事をテクニカルディレクターとして選任するものとする。

制定：平成21年（2009年）11月24日

改正：平成25年（2013年）6月4日

平成26年（2014年）5月27日

平成29年（2017年）6月1日

令和6年（2024年）6月14日

主旨： 下線部改訂

1 現行では正会員・賛助会員であることを条件にしていたが、それを改訂した。

2 当該委員会等の権限を実情に即した形に改訂した。

3 認定にあたってはコロナ禍の経験を踏まえ、オンラインでの利用も可とした。

4 テクニカルディレクター (TD 競技責任者) を新たに設置した。

5 細部の運用については従来の経験を踏まえて細部を改訂した。

## フロアホッケーレフェリー認定・登録要領

(目的)

第1 この要領は、特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟（以下、「連盟」という。）が主催、共催及び後援するフロアホッケー大会等（以下、「大会等」という。）におけるレフェリーを認定・登録するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、フロアホッケーレフェリー（以下、「レフェリー」という。）とは、フロアホッケー競技の技術と知識を有する者のうち、連盟理事長（以下「理事長」という。）が認定、登録した者をいう。

(レフェリーの区分)

第3 レフェリーは、次の区分によるものとする。

(1) 1級レフェリー

次に掲げる事項ができる者

- ア 連盟が規定する全クラスの大会等におけるレフェリー
- イ 連盟が主催するレフェリー講習会の講師
- ウ 連盟が大会等に派遣する競技委員長（クラスA、B）

(2) 2級レフェリー

次に掲げる事項ができる者

- ア 連盟が規定する全クラスの大会等におけるレフェリー
- イ 連盟が規定する大会等の競技部長、審判部長（クラスA、B）

(3) 3級レフェリー

次に掲げる事項ができる者

- ア 連盟が規定するクラスA及びB以外の大会等におけるレフェリー
- イ 大会競技委員長の推薦で、連盟ルール・レフェリー部長（以下「ルール・レフェリー部長」という。）が事前に認めた場合には、1級又は2級レフェリーがパートナーの場合に限り、連盟が規定するクラスA及びBのレフェリー

(4) 4級レフェリー

次に掲げる事項ができる者

- ア 3級以上のレフェリーがパートナーの場合に限り、連盟が規定するクラスEのレフェリー
- イ 大会競技委員長の推薦で、ルール・レフェリー部長が事前に認めた場合には、1級レフェリーがパートナーに限り、連盟が規定するクラスC及びDのレフェリー
- ウ レフェリー認定委員会が審査対象ゲームとして認定した場合に限り、2級以上のレフェリーをパートナーとしてクラスB、C、Dのクラシフィケーションゲームのみ対応可。

（レフェリー認定委員会）

第4 理事長は、レフェリーの審査及び登録について、次の者で構成するレフェリー認定委員会（以下、「認定委員会」という。）に委任するものとする。

(1) 委員長

連盟ルール・レフェリー部長

(2) 委員

レフェリー審査員

その他理事長が指名する者

- 2 認定委員会は、審査員の認定を理事会に諮るための事前審査及び3級から1級レフェリーの審査、認定を行う。
- 3 認定委員会は委員長が招集し、開催する。委員会は2分の1以上の委員の出席をもって成立する。認定委員会は、対面、オンライン又は書面により開催するものとする。
- 4 認定委員会の議長は、委員長が務める。レフェリーの認定は原則全会一致とし、協議が整わない場合には、多数決で採決を行い、認定するものとする。

（レフェリー審査員）

第5 理事長は、連盟認定・登録したレフェリーの知識及び技術を審査するためのレフェリー審査員（以下、「審査員」という。）を、連盟理事会（以下、「理事会」という。）の承認を得て、認定するものとする。

- 2 審査員の認定要件は、次に掲げるものとする。

(1) 1級レフェリー

(2) 委員長が推薦し理事長が認めた者

- 3 理事長は、認定された者に別紙様式1号により審査員の認定証を交付するものとする。

（レフェリーの要件と認定）

第6 レフェリーの要件及び認定方法は、次に掲げるものとし、認定の申請者は、別紙様式2号により、申請を行い、認定委員会は登録申請者の申請内容が要件を満たしていることを確認したときは、レフェリーとして認定、登録するものとする。

- 2 委員長は、登録された者に別紙様式3号によりレフェリーの認定証を交付するものとする。

(1) 1級レフェリー

ア 認定要件

- (ア) 2級レフェリー
  - (イ) 連盟登録のS種インストラクター
  - (ウ) 連盟で規定するクラスA又はBの大会で10試合以上のレフェリー経験を有する
  - (エ) その他委員長の推薦をもって理事長が認めた者

イ 認定方法

レフェリー講習会又は連盟主催の大会において、審査員による審査を受け合格し、認定委員会で認定

(2) 2級レフェリー

ア 認定要件

- (ア) 3級レフェリー
- (イ) 連盟登録のS種又はA種インストラクター
- (ウ) 連盟で規定するクラスA、B又はCの大会で、10試合以上のレフェリー経験を有する
- (エ) その他委員長の推薦をもって理事長が認めた者

イ 認定方法

レフェリー養成講習会又は連盟主催の大会において、審査員による審査を受け合格し、認定委員会で認定

(3) 3級レフェリー

ア 認定要件

- ① 4級レフェリー
- ② 連盟で規定するクラスC、Dの大会で、3試合以上のレフェリー経験を有するかレフェリー講習会で実技指導を2回以上受講
- ③ その他委員長の推薦をもって理事長が認めた者

イ 認定方法

レフェリー講習会又は連盟主催の大会（レフェリー認定委員会が定めた審査用のクラシフィケーションゲームを含む）において、審査員による審査を受け合格し、認定委員会で認定

(4) 4級レフェリー

ア 認定要件

フロアホッケーの基礎知識（目的、ルール、安全管理等）及びフロアホッケー競技の経験が一定以上あるとともに、レフェリー講習会において知識と技術を修得した者

イ 認定方法

レフェリー講習会を修了したことをもって認定

**(レフェリーの責務)**

第7 レフェリーは、大会等において、安全性及び競技性が高いゲームコントロール、更にはフロアホッケーを通じてインクルージョンな社会の創出に寄与するため、連盟の諸規程等を遵守するとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 連盟から派遣要請のあった大会等におけるレフェリー
- (2) 連盟主催のレフェリークリニックの受講
- (3) フロアホッケーの普及啓発

**(レフェリーの指導・報告)**

第8 レフェリーが行う指導等は、自らの資格の範囲内においてのみ指導を行えるものとする。

2 フロアホッケーの指導の依頼があった場合には、個人として依頼を受けた場合であっても、指導エリアを所管する連盟支部又は本連盟へ報告し、了承を得た上で指導を行わなければならない。

**(登録取り消し)**

第9 理事長は、この要領に基づく実施内容を行わない者、連盟の指示に従わない者及び連盟の信頼・名誉を著しく失墜する行為を行ったレフェリーの任命、認定及び登録を取り消すことができるものとする。

**(テクニカルディレクター(TD 競技責任者))**

第10 理事長は、この要領に基づく認定委員会、審査委員及び登録レフェリーに対し、助言、指導を行うため、連盟競技担当理事をテクニカルディレクターとして選任するものとする。

制定：平成 24 年（2012 年） 7 月 17 日  
改正：平成 26 年（2014 年） 5 月 27 日  
平成 29 年（2016 年） 6 月 1 日  
令和元年（2019 年） 6 月 3 日  
令和 6 年（2024 年） 6 月 14 日

## 1 フロアホッケー レフェリー認定・登録要領の改訂について

主旨： 下線部改訂

- 1 現行では正会員・賛助会員であることを条件にしていたが、それを改訂した。
- 2 当該委員会等の権限を実情に即した形に改訂した。
- 3 認定にあたってはコロナ禍の経験を踏まえ、オンラインでの利用も可とした。
- 4 テクニカルディレクター（T D 競技責任者）を新たに設置した。
- 5 細部の運用については従来の経験を踏まえて細部を改訂した。

# 会 費 規 程

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟（以下「本連盟」という。）定款第8条の規定により、法人の会費の額並びに納付等について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 会費

### （会費）

第2条 会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員入会金 1,000 円  
正会員会費 5,000 円
- (2) 賛助会員入会金 なし  
賛助会員会費 個人 1 口 3,000 円  
団体 1 口 5,000 円

2 会費については、各年度の 10 月までに納入するものとする。

### （納付）

第3条 前条に定める会費は、本連盟の指定する口座に振り込むことにより納付するものとする。

## 第3章 その他

### （規程の改正）

第4条 本規程は、理事会の決議により改正することができる。変更後の規程は、本連盟のホームページ等により、会員に告知する。

### （雑則）

第5条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に理事会において定める。

## 附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

# 倫理規程

## (組織の使命及び社会的責任)

第1条 特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟（以下「本連盟」という。）定款第3条に規定する設立目的に従い、広くインクルージョン社会の創造に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

## (社会的信用の維持)

第2条 本連盟は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

## (法令等の遵守)

第3条 本連盟は、関連法令及び本連盟の定款、倫理規程その他の規程を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

## (私的利得の禁止)

第4条 本連盟の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

## (利益相反の防止及び開示)

第5条 本連盟の役職員は、その職務の執行に際し、本連盟との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他本連盟が定める所定の手続に従わなければならない。

## (情報開示及び説明責任)

第6条 本連盟は、その事業活動に関する透明性を図るために、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

## (個人情報の保護)

第7条 本連盟は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

## (研鑽)

第8条 本連盟の役職員は、事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

## (倫理委員会の設置)

第9条 本連盟は、倫理規定の遵守を確保するため、倫理委員会を設置して、倫理上の問題について、当連盟に対して訴え等があった場合又は委員長の判断により、倫理委員会を開催し、審議の結果を理事会へ報告する。

2 倫理委員会の委員の選任及び解任は、理事会が決定する。

## (委員会の権能)

第10条 倫理委員会の権能

- 1 倫理委員会は、倫理上の問題について、その背景、影響、対応策等を審議し、問題の対応方針及び必要に応じて関係者の処分についての意見を付して、理事会へ報告するものとする。
- 2 倫理委員会は、必要に応じて、関係者の意見聴取を行うことができるものとする。
- 3 倫理委員会が、不利益処分を課すことを理事会へ報告する場合には、該当者の文書による弁明の機会又は意見陳述の機会を設けるものとする。
- 4 倫理委員会の審議結果は、委員の全会一致で決定するものとする。

## (委員会の開催)

第11条 倫理委員会の開催

- 1 倫理委員会は、委員長が召集して開催する。
- 2 倫理委員会は、原則として全員の委員が出席して開催するものとする。
- 3 倫理委員会は、委員が出席して開催することが困難な場合には、スカイプ等の電子媒体又は書面による審議により開催することができるものとする。

## (改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

## 附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

# 特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟における倫理に関するガイドライン

平成 29 年 6 月 1 日

## < 趣旨 >

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や人々人の心身の健全な発達に必要不可欠であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟（以下「本連盟」という。）及び加盟支部・フロアホッケーに取り組む支部的組織は（以下「支部」という。）、フロアホッケーの普及振興を図り、インクルージョン社会の創造に寄与する、高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、その使命を担っている。

したがって、所属する役・職員はもとより、チームの監督・コーチ、レフェリー、インストラクター、競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することが求められる。

しかしながら、近年、スポーツ団体の中に暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人道的問題が発生していることは、誠に憂えるべき事態であるとともに、自らの組織団体においても十分な留意が必要である。

このような状況をも十分に考慮し、本連盟及び支部においては、常に公明正大かつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていく必要があり、そのために必要な倫理に関する諸事項をガイドラインとしてまとめたものである。

本連盟及び加盟団体においては、役・職員、指導者（監督、コーチを含む）、主催・共催など関連する競技会・体験会・交流会などに携わるレフェリー・インストラクターをはじめとする運営関係者及び競技者等を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、次の各事項に照らし、必要な研修会等を行い、周知することが望まれる。

## I 人道的行為に起因する事項

### 1 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

役・職員をはじめ監督・コーチ、レフェリー・インストラクター等現場指導者に対しては、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底することが求められる。

- ① 組織の運営又はスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い相手の人格を尊重して相互理解に努めること。
- ② 監督・コーチ等の指導的立場にある者は、競技者等への指導の際、暴力行為と受け取られるような行いには十分留意すること。
- ③ スポーツを行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。

### 2 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

役・職員、監督・コーチ、レフェリー・インストラクター等現場指導者及び競技者等に対しては、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

- ① 安易に性的言動、表現を行うことは、厳に慎むこと。
- ② 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。
- ③ 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになることを認識すること。
- ④ 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して「不快である」旨を、はつきりと意思表示をすること。

（注意…無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。）

### 3 役員及び監督・コーチ・レフェリー・インストラクター等の指導的立場にある者並びに競技者等の関係の在り方について

相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めること。

- ① 役員及び監督・コーチ・レフェリー・インストラクター等の指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
- ② 役員及び監督・コーチ・レフェリー・インストラクター等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等を競技会・体験会・交流会などに携わる関係者及び競技者等に与えないこと。
- ③ プライバシー（個人的人権）の問題については、役員・監督・コーチ・レフェリー・インストラクター等指導的立場にある者及び競技者等がそれぞれ十分配慮すること。
- ④ レフェリー、インストラクターが行う指導等は、本連盟の規定・要項等を遵守し、自らの資格の範囲内で指導を行うとともに、前項①～③を厳守しなくてはならない。

## II 適切な経理処理に起因する事項

### 1 経理処理について

本連盟及び支部は、公的な組織であることを認識し、適切な会計基準を作成し、その基準及び各団体の経理規程に則り正しい経理をするとともに、内部牽制組織及び監事並びに外部監査人による監査体制を確立しておくこと。

- ① 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと。
- ② 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少數の担当役・職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるようにすること。

### 2 不正行為について

次に示すような行為は、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

- ① 組織内・外の金銭の横領など
- ② 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供
- ③ 組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
- ④ 組織内・外における不適切な指導又は監査

## III 各種大会における選手の選考に関する事項

本連盟及び支部は、各種大会選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め周知するとともに、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うこと。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

## IV その他、一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す対象者は、特に、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても、社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

# 個人情報保護に関する基本方針

特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟(以下、本連盟)は、フロアホッケーの普及活動やサービス等を提供するにあたり、大会・講習会等の参加者に係る個人情報、及び、会員・社員・賛助会員・大会参加者等の会費や登録料・参加料等の徴収時に得た個人情報を利用することができます。

本連盟は皆様の個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報保護なくして健全な友誼関係あり得ないと考えています。そこで、より一層の皆様との信頼関係を築くため、ここに本連盟としての個人情報保護に関する基本方針を定めます。

### 1 本連盟では、皆様の個人情報を以下の目的以外には利用いたしません。

- ① フロアホッケーに関する情報などを提供するため、郵便、電話、電子メールなどの方法で知らせること。

- ② 本連盟が主催・共催・後援等を行う大会や講習会等の開催について、郵便、電話、電子メールなどの方法により案内すること。
- ③ フロアホッケー競技発展のため、大会・講習会等で映像を撮影し、本連盟の報告書及びホームページ等の電子媒体に掲載すること。
- ④ 大会・講習会等の参加者を被保険者とするために、以下の個人情報を書面または電子媒体により本連盟指定の保険会社に提供すること。

提供する項目：住所・氏名・生年月日、及び事故時の状況に関する情報

- 2 本連盟は、皆様の個人情報を、上記1-④にて定めた提供先を除き、正当な理由のない限り他社、第三者に提供いたしません。
- 3 皆様が本人の個人情報の変更・訂正などを希望される場合は、本連盟事務局に連絡いただき、変更・訂正を行います。また、上記1-③での掲載等について心配な場合は、事前に主催者等に連絡をいただくことで配慮することができます。
- 4 本連盟は、皆様の個人情報の取り扱いに關係する日本の法令、その他の規範を遵守します。
- 5 本連盟は、皆様の個人情報について、現時点で実施可能であるもともと適切な安全措置を講ずることにより、漏えい、改ざん、紛失などの危険防止に努めます。特にインターネット等の外部電子媒体に接続可能なコンピューター内部には情報を保存せず、外部情報保存機器(CD・USB・SDデスク等)に保存し、厳重管理します。
- 6 本連盟は、個人情報の取り扱いに関して、定期的に点検を行い、常に継続的改善に努めます。

平成30年7月10日

## 登録規程

### (総則)

第1条 特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟（以下、本連盟という）定款第5条(6)(7)(10)により登録規程を定める。

### (目的)

第2条 登録とは、フロアホッケー競技において、本連盟傘下のレフェリー・インストラクター・競技者になることであり、本連盟及び本連盟に所属する各都県のフロアホッケー連盟（以下、支部という）が開催する大会・講習会・競技会等に「参加する権利」を得ることである。  
2 本連盟及び支部は、登録料を、フロアホッケーを楽しみ、フロアホッケーを通じてインクルージョン社会実現の一助となるために、大会や多様な環境作りに役立てる。

### (レフェリー・インストラクター・競技者登録)

第3条 レフェリー・インストラクター登録とは、本連盟・支部が主催等をする大会・講習会等で審判員及び指導者を務める者とする。  
2 競技者登録とは、本連盟が主催・共催するカテゴリーA・Bの大会及び支部が主催・共催するカテゴリーC・Dの大会に参加する者で、ベンチ入りする選手・監督・コーチとする。（チームサポーターは含まない。）  
3 本連盟に登録する際の氏名と性別は住民票記載事項に準ずる。

### (遵守事項)

第4条 登録をした者（以下、登録者）は、本連盟が定めるすべての規約に従わなければならない。  
2 登録者は、本連盟の「倫理規定」及び「倫理に関するガイドライン」を守り、フロアホッケー競技及び本連盟を侮辱、信用を損ない、品位を失う行為をしてはならない。

### (登録料)

第5条 登録者の登録料は、下表のとおりとする。

種 別	年 額
競技者（中学生以上、ベンチ入りする競技者・監督・コーチ）	1,500円
レフェリー・インストラクター	3,000円

#### （登録料の納入）

第6条 登録料は各年度の5月末日までに本連盟の指定する口座に納入する。

- 2 レフェリー・インストラクター登録した者が第3条の2に該当する大会に競技者として参加する場合は、競技者登録料を免除する。
- 3 支部のある都道府県在住競技者にあっては、各支部を通して登録料を納入する。なお、支部のある都道府県在住競技者がチーム等で活動している場合は、登録名簿を本連盟へ提出することで、登録料を一括納入することができる。
- 4 支部のない都道府県在住競技者にあっては、直接、本連盟が指定する口座へ納入する。
- 5 支部のない都道府県在住競技者がチーム等で活動している場合は、登録名簿を本連盟へ提出することで、登録料を一括納入することができる。
- 6 納入後、登録者には登録番号を付与して管理する。
- 7 一旦納入された登録料は返金しない。

#### （登録期間）

第7条 競技者登録の有効期間は、毎年、登録完了の日から年度末の3月31日までとする。

#### （登録変更）

第8条 登録者は、転居、転勤、転校等その他特別な事由においては登録を変更することができる。

- 2 登録の変更は登録者が変更申請書を本連盟に提出し、手続きを行う。

#### （登録会員の個人情報）

第9条 登録者の個人情報（以下、個人情報）は、本連盟の個人情報保護方針に従い取り扱われる。

- 2 個人情報は、登録者の管理、競技会等に関する情報の発信・公表、フロアホッケーに関する必要な連絡などに利用することができる。
- 3 個人情報は、本連盟・支部及び各大会実行委員会と必要に応じて共有することができる。

#### （登録取消）

第10条 登録者が本規程第4条に違反した場合は、資格停止・除名などの処分の対象となり得る。

#### （登録管理）

第11条 本連盟は、徴収した登録料の内、各支部内に居住する者の登録料については、登録料の1/3以内を支部におけるフロアホッケー普及のための費用として支部に補助することができる。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成30年7月10日より施行する。
- 2 第3条において、「支部が主催・共催するカテゴリーC・Dの大会に参加する者」の登録については、登録は行わなければならないが、登録料支払いは、第3条の規定にかかわらず、全国に周知徹底するため、当分の間、免除することができる。
- 3 第3条において、小学生の競技者登録は免除する。
- 4 施行年度の平成30年は、第6条の規定にかかわらず、登録料を大会開催時までに本連盟へ納入することができる。
- 5 諸般の事情で5月末日までに登録を完了できなかった者については、登録料を当該大会開催時までに本連盟へ納入することができる。

施行：2018年（平成30年）7月10日

改正：2019年（令和元年）6月3日

改正：2024年（令和6年）6月14日

#### 登録規定の改定について

主旨：○競技者登録にレフェリー・インストラクターを加えた登録形態に改訂した。

# 専門委員会規程

## (目的)

第1条 特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟は（以下本連盟）、定款第41条（委員会）により専門委員会規程を定める。

## (組織)

第2条 本連盟に、財務委員会、普及委員会、及び、倫理規定で定めた倫理委員会を置く。

2 倫理委員会は倫理規定に準ずる。

## (構成)

第3条 委員会は、理事長推薦の委員長及び委員をもって構成する。

2 各専門委員会委員長及び委員は、理事会の承認に基づき、理事長が委嘱する。

## (任期)

第4条 専門委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (運営)

第5条 委員会はそれぞれ委員会を開いてその会務を処理する。なお、電子媒体による会議も可とする。

2 委員会は委員長が招集し、議長は委員長がこれにあたる。

## (財務委員会)

第6条 財務委員会は次の各号に関する会務を処理する。

- (1) 事業の遂行に必要な財源の確保、資金の調達に関する事項
- (2) 予算の編成及び、決算の調整に関する事項
- (3) 金銭の收受及び、支出に関する事項
- (4) その他経理に関するあらゆる事項

## (普及委員会)

第7条 普及委員会は次の各号に関する会務を処理する。

- (1) 全国のフロアホッケーの普及事業に関する事項
- (2) 支部及び近隣地域にかかるフロアホッケーの普及活動
- (3) 地域及び職域におけるフロアホッケーの普及活動
- (4) その他フロアホッケーの普及活動に関するあらゆる事項

## 附 則

- 1 この規程は平成30年10月1日から施行する。
- 2 第6条の財務委員会は、各支部代表者との連携を密にして財源の確保を推進する。
- 3 第7条の普及委員会は、各支部の普及活動においては、支部代表者との連携を密にして普及活動を推進する。全国及び支部近隣地域の普及活動においては、委員長の指導のもと、各處の実態を踏まえて普及活動を推進する。

# 旅費交通費及び業務の手当等支給規程

## (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟の競技会、講習会、その他事業等（以下競技会等という。）の業務に従事する場合の旅費、手当の支給について定める。

## (旅費)

第2条 旅費は、交通費ならびに宿泊費とし、その額は【別表1】、【別表2】、【別表3】および【別表4】のとおりとする。

#### (旅費支給の原則)

第3条 出張の際は原則、公共交通機関を利用することとし、交通費は経路に従い、経済的、かつ、適正な交通手段による実費を支給する。

- 2 自家用車で出張したときは、ガソリン代を【別表4】の金額で計算し支給する。
- 3 タクシーの利用は認められない。やむをえない場合は、事務局長の許可を得なければならない。
- 4 グリーン車やグランクラス・スーパーシートの利用は認められない。
- 5 早朝・深夜等の移動で事務局長がやむをえないと判断した場合は、別表の金額を超えて実費を支給することができる。

#### (宿泊費支給の原則)

第4条 業務上宿泊が必要と認められる場合、宿泊費を支給する。

- 2 原則業務が複数日に渡る場合に宿泊を認めるが、業務が深夜または早朝のため移動が困難と認められる場合は、事務局長の判断にしたがって前泊・後泊を認める。
- 3 宿泊費は【別表2】に定めるとおりとして実費を支給する。
- 4 宿泊における食卓料は【別表3】に定めるとおりとして支給する。
- 5 事務局長がやむをえないと判断した場合は、規定金額を超えて実費を支給することができる。
- 6 以下の場合は宿泊が伴っても宿泊費を支給しない。
  - ① 本会が宿泊場所を提供したとき
  - ② 講師派遣などにより依頼元が宿泊費を負担した場合
  - ③ 寝台車、夜行の電車・バス・船舶などを利用した場合。但し、食卓料は支給できる。
  - ④ 実家など宿泊費が発生しない場所に宿泊した場合。但し、食卓料は支給できる。

#### (その他の費用)

第5条 出張中において業務に支出したその他の費用は、その実費を支給する。

#### (自家用車の使用)

第6条 業務の事情により移動・運送手段として使用する自家用車は、車検証を備え、且、必要な保険料及び所税金が遅滞なく支払われているものに限る。

- 2 交通法規を遵守し、常に安全運転に細心の注意を払わなければならない。

#### (出張の届出)

第7条 出張を命ぜられた者は、事前にその目的・経路を所定の出張申請書等に記入のうえ、事務局長の承認を受けなければならない。ただし、緊急用件で出張を要する場合は、事務局長の承認を受けたうえで、帰着後に申請書を提出することができる。

#### (出張中の事故)

第8条 出張中の業務中以外の事故に関しては、当人の責任において処理する。

#### (旅費の仮払い)

第9条 出張を命ぜられた者は、事務局長が必要と判断したとき、所定の手続きを経て出張に必要な旅費の仮払いを受けることができる。

#### (旅費の精算)

第10条 出張者は、帰着後2週間以内に、領収書等を添付して旅費を精算しなければならない。ただし、やむを得ない事がある場合には、事務局長の承認を受けたうえで精算を遅らせることができる。

- 2 出張者は、精算時に電子媒体（乗換案内等）で示された経路資料を添付することが望ましい。

#### (業務の手当)

第11条 競技会等で業務に従事する場合の手当の額は、【別表5】のとおりとする。

- 2 理事長・常務理事・事務局長が命じたその他業務等に従事する場合の手当の額は、【別表5】のとおりとする。

#### (規程外事項)

第12条 この規程に定めのない事項については、事務局長と理事長で決定する。

#### (規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会において行う。

## 付 則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 6 月 14 日から改定実施する。

【別表 1】交通費

移動距離（片道）	JR・私鉄	新幹線	バス	飛行機
100km未満	運賃	—	運賃	—
100km以上	運賃+特急	運賃+特急+自由	運賃	エコノミー

【別表 2】宿泊費

宿泊費（実費）		備考
1泊 (シングル)	12,000円 以内	宿泊地域の最低料金が左記を超える場合は、事務局長が判断して実費を支払うことができる。

【別表 3】食卓料

食卓料	
朝食	夕食
700円	1,500円

【別表 4】自家用車交通費

交通費（自家用車利用）			
移動距離（片道）	ガソリン代	高速道路料金	駐車料金
50km未満	30円/km	—	実費
50km以上	30円/km	実費	実費

【別表 5】

業務手当		備考
①競技会等のレフェリー・インストラクター	1日 2,000円	①レフェリー・インストラクターにおいては有給職員には支給しない。 ②その他の事業とは、理事長・常務理事・事務局長が命じた有給職員以外の者が法人を代表して行う業務及び関係文書作成業務等を指す。
②その他の事業に従事		

## 旅費交通費および業務手当等支給規程の改訂について

主旨：

- 1 旅費交通費等の値上がりに対処して、支給できる内容とした。
- 2 新たにレフェリー・インストラクター等の業務に手当を支給できることとした。

# 12 普及活動

## 1 指導者の派遣

本連盟では、フロアホッケーをやってみたいという方々のために、指導者を派遣してフロアホッケーを実際に体験することができます。「一度もやったことがない。」「競技用具がないから。」などの心配はありません。競技自体はとても簡単で優秀なインストラクターが楽しく丁寧に教えます。

## 2 用具の貸出について

競技用具は必要であれば連盟から貸し出す事もできます。

貸出し用具名	単位	備考
スティック・パック	1セット	スティック10本とパック
ヘルメット※	1個	
ゴールポスト※	1セット	1コート分（2個）
キーパー用スティック※	2本	

※ヘルメット、ゴールポスト、ゴールキーパー用スティックについては、原則試合やイベント等のみの貸出に限定とさせていただきます。初心者や日常の練習ではスティックとパックがあればできます。

○用具についてはホームページまたは下記の長野事務所までお問い合わせください。

# 13 賛助会員の募集について

私たちは、障がいのある人々と共にあらゆる差異を超えて一緒にプレーを楽しむフロアホッケー競技を広げ、地域社会の人と人との交流を促進し、絆の再生を図っています。

そのために、体验会・講習会や大会を企画・開催し、スポーツに参加する楽しさや支える喜びを共有し、皆様の笑顔が輝く、インクルージョン社会の実現をめざしています。

この私たちの理念・事業にご賛同いただき、毎年一定額を賛助会員としてご寄付くださる方を募集します。コロナ禍で大変な時代ですが、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 賛助会員 会費（1年）

個人	(1口) 3,000円	団体	(1口) 5,000円
----	-------------	----	-------------

### 振込口座

ゆうちょ銀行	口座記号番号⇒00570-5-82308 加入者名⇒日本フロアホッケー連盟
--------	--

### ○各種問合せ先 特定非営利活動法人 日本フロアホッケー連盟

※主要業務はR7年1月から東京事務所で行います。

東京事務所 (R7/1～主要業務に対応) 〒163-6035 東京都新宿区西新宿6-8-1 新宿オータワー35階 電話 03-5325-7802 基本勤務日 月・火・水・金 10時～16時 Email : fhjapan@mx1.avis.ne.jp	長野事務所 (R7/1～用具関係に対応) 〒380-0821 長野県長野市鶴賀上千歳町1120-17 アレグリア7F 電話 026-225-5657 基本勤務日 土曜日 10時～13時 E-mail : fhjapan@mx2.avis.ne.jp
ホームページ URL : <a href="http://w2.avis.ne.jp/~fhjapan/">http://w2.avis.ne.jp/~fhjapan/</a>	

